

高島市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき執行した随時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月19日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 澤本 長俊

随時監査の結果に関する報告書

第1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第1項および第5項）

第2 監査の対象

(1) 対象範囲

平成28年度および平成29年度の監査時点における、放課後児童健全育成事業に係る財務に関する事務

(2) 選定理由

市では、「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・プラン2015（平成27年3月）」を策定し、すべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援に取り組んでいる。特に近年需要が拡大している放課後児童健全育成事業については、教育施設や公共施設の活用を図りながら、現在、13の学童保育所（放課後健全育成事業を行う場所）が民間の事業者（放課後健全育成事業を行う者）により設置運営されている。

こうした状況から、放課後児童健全育成事業が適正に実施され、児童の適正な育成支援および設備環境が提供されているかについて監査することとした。

(3) 対象部局

子ども未来部子育て支援課

第3 監査の期間

平成29年12月19日から平成30年3月14日まで

第4 監査の主な着眼点

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金の履行の確認は、実績報告書および証憑書類等によりなされているか。
- ・補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・学童保育所の設置状況および規模は適切か。
- ・開所日、開所時間は適切か。
- ・指導員の配置は適切か。
- ・安全対策は適切に行われているか。
- ・事業運営における公平性は確保されているか。

第5 監査の方法

監査の対象部局に対して、放課後児童健全育成事業に関する資料の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取、質疑応答などにより監査を行った。

また、同じ施設内で2つの学童保育所が運営されている次の学童保育所について、補助金実績報告書のとおり運営されているかを把握するため、現地調査を実施した。

- (1) 第5、第8学童保育所(高島市安曇川町田中「藤乃井ハウス」)
- (2) 学童やまびこ第1、学童やまびこ第2(高島市新旭町饗庭「子育て支援施設もりっこ内」)

第6 監査実施日および実施場所

- (1) 監査実施日：平成30年2月6日(火)
- (2) 実施場所：本庁3階委員会室

第7 放課後児童健全育成事業の実施状況

(1) 学童保育所の施設の状況

高島市における学童保育所は、表1のとおり13カ所が開設され、すべて民設民営で運営されている。施設の種別としては、公共施設が10カ所、民間施設が3カ所である。

公共施設の使用に対しては、行政財産使用料または普通財産貸付料を事業者が市に支払っている。一方、民間施設については、事業者と所有者で賃貸借契約が結ばれ、賃貸借料が所有者に支払われている。

表1

名称	所在地	施設の種別	運営団体
第1学童保育所	今津町弘川204番地1 (旧今津給食センター)	公共施設	特定非営利活動法人 子育て・子育てサポートきら きらクラブ
第2学童保育所	今津町日置前85番地4、83番地5 (旧今津北保育所)	公共施設	
第3学童保育所	今津町南新保87番地16 (今津あいあいタウン地域交流センター内)	公共施設	
第4学童保育所	マキノ町蛭口1371番地1 (マキノ児童館内)	公共施設	
第5学童保育所	安曇川町田中426番地 (藤乃井ハウス)	民間施設	
第6学童保育所	安曇川町青柳1138番地 (青柳小学校体育館2階)	公共施設	
第7学童保育所	今津町弘川204番地 (今津中学校寄宿舍内)	公共施設	
第8学童保育所	安曇川町田中426番地 (藤乃井ハウス)	民間施設	
朽木学童保育所 どんぐり	朽木市場505番地 (朽木中学校寄宿舍内)	公共施設	朽木学童保育所保護者会
学童しろふじ	永田1233番地1 (しろふじ保育園内)	民間施設	社会福祉法人慈光会
学童やまびこ第1	新旭町饗庭3106番地6 (子育て支援施設もりっこ内)	公共施設	特定非営利活動法人 クマノヤマネット
学童やまびこ第2	新旭町饗庭3106番地6 (子育て支援施設もりっこ内)	公共施設	
新旭学童保育所	新旭町旭734番地2 (ほおじろ荘内)	公共施設	特定非営利活動法人 元気な仲間

(2) 学童保育所の児童および放課後児童支援員の人数

各学童保育所の月4回以上利用した年間平均放課後児童数（以下「年間平均児童数」という。）および放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の人数は、表2のとおりである。

表2 (単位:人)

名 称	児童数 (平均)	支援員	
		常勤	非常勤
第1学童保育所	35	3	—
第2学童保育所	31	2	1
第3学童保育所	35	2	1
第4学童保育所	55	2	2
第5学童保育所	35	3	—
第6学童保育所	33	3	—
第7学童保育所	37	2	2
第8学童保育所	26	2	—
朽木学童保育所どんぐり	6	2	—
学童しろふじ	61	1	2
学童やまびこ第1	32	1	2
学童やまびこ第2	28	1	2
新旭学童保育所	39	2	3
計	453	26	15

※児童数および支援員の人数については、平成29年度放課後児童健全育成事業補助金交付申請書の内容を転記した。

(3) 学童保育所の利用料

各学童保育所の通常利用の月額利用料は、表3のとおりである。

長期休暇期間や一時利用等の利用料については、各学童保育所の運営規程等で定められ、一部の学童保育所では、土曜日加算や入所料を利用者から徴収している。

表3 (単位:円)

名 称	1年	2年	3年	4年	5年	6年
第1～第8学童保育所	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000
朽木学童保育所どんぐり	8,000	8,000	8,000	7,000	7,000	7,000
学童しろふじ	12,000	12,000	10,000	10,000	8,000	8,000
学童やまびこ第1	10,000	10,000	8,000	8,000	7,000	7,000
学童やまびこ第2	10,000	10,000	8,000	8,000	6,000	6,000
新旭学童保育所	10,000	10,000	8,000	8,000	5,000	5,000

(4) 学童保育所の専用区画面積

各学童保育所の施設における専用区画の面積は、表4のとおりである。

専用区画は、高島市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）で、遊びおよび生活の場としての機能ならびに静養するための機能を備えた区画として、児童1人につきおおむね1.65㎡以上としているが、児童数に対して専用区画の面積が不足している学童保育所は2カ所あった。

なお、経過措置として、平成28年4月1日に開設されている学童保育所については、当分の間、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでないとしている。

表4

(単位:㎡、人)

学童保育所	専用区画の面積(A)	基準児童数 $A \div 1.65(\text{㎡}/\text{人})$	児童数 (平均)
第1学童保育所	117.84	71	35
第2学童保育所	95.00	57	31
第3学童保育所	132.72	80	35
第4学童保育所	117.00	70	55
第5学童保育所	59.00	35	35
第6学童保育所	51.34	31	33
第7学童保育所	107.25	65	37
第8学童保育所	59.62	36	26
朽木学童保育所どんぐり	110.15	66	6
学童しろふじ	116.00	70	61
学童やまびこ第1	52.17	31	32
学童やまびこ第2	54.65	33	28
新旭学童保育所	78.00	47	39

※基準児童数は、専用区画の面積を児童1人につき、1.65㎡で除した人数

※児童数は、平成29年度放課後児童健全育成事業補助金交付申請書の内容を転記した。

(5) 学童保育所に対する補助金交付状況

平成28年度における放課後児童健全育成事業補助金の交付状況は、表5のとおりである。

基本額については、年間平均児童数により算出され、開所日数が年間250日を超える日数および長時間開設している時間数（平日6時間、長期休暇期間は8時間を超える時間数）に応じて、加算額が交付されている。

また、支援員の処遇改善を目的として、平成25年度に従事していた支援員の賃金に対して改善を行っている場合には、その改善額（平成25年度の賃金と当該年度の賃金と比較した差額）が交付されている。

このほか、通所（送迎）、施設賃借料、施設共益費、保育料減免、施設環境向上、開設費用が、運営状況に応じて特別加算として交付されている。（表6参照）

表 5

(単位:人、千円)

名 称	補助金額	基本額	加算額	処遇改善	障害児 受入	小規模	※ 特別 加算	環境改善 (H28のみ)	備 考
第2学童保育所	8,607	3,438	1,412	1,581	1,748	—	248	180	
第3学童保育所	8,565	3,565	1,397	1,581	1,748	—	274	—	
第4学童保育所	9,725	3,712	1,397	1,581	1,748	—	1,287	—	
第5学童保育所	8,427	3,438	1,397	1,581	1,748	—	263	—	
第6学童保育所	10,201	3,514	1,397	1,581	1,748	—	1,761	200	
第7学童保育所	9,607	3,693	1,397	1,581	1,748	—	988	200	H28.4.1開設
第8学童保育所	11,469	3,361	1,397	1,581	1,748	—	3,182	200	H28.4.1開設
朽木学童保育所 どんぐり	2,756	1,096	868	—	—	544	98	150	
学童しろふじ	6,542	3,649	1,009	—	1,748	—	136	—	
学童やまびこ第1	9,643	3,744	1,397	1,581	1,748	—	898	275	
学童やまびこ第2	2,880	1,732	683	—	—	—	465	—	H28.10.1開設
新旭学童保育所	8,649	3,642	1,315	1,581	1,748	—	363	—	
計	105,790	42,251	16,463	15,810	19,228	544	10,289	1,205	

表 6

(単位:千円)

名 称	※ 特別 加算	通所 加算	賃借料 加算	共益費 加算	減免 加算	環境向上 加算	開設費 加算
第2学童保育所	248	—	—	104	44	100	—
第3学童保育所	274	—	—	120	54	100	—
第4学童保育所	1,287	921	—	168	98	100	—
第5学童保育所	263	—	—	108	55	100	—
第6学童保育所	1,761	913	600	112	36	100	—
第7学童保育所	988	—	648	140	100	100	—
第8学童保育所	3,182	—	2,990	80	12	100	—
朽木学童保育所 どんぐり	98	—	—	28	14	56	—
学童しろふじ	136	—	—	—	136	—	—
学童やまびこ第1	898	545	—	204	149	—	—
学童やまびこ第2	465	—	—	50	65	—	350
新旭学童保育所	363	—	—	172	91	100	—
計	10,289	2,379	4,238	1,438	928	956	350

(6) 支援員認定資格の取得状況

各学童保育所に配置されている支援員の認定資格の取得状況は、表7のとおりである。平成29年度中には、すべての学童保育所に資格取得者が1人以上配置されることになる。

表7

(単位:人)

学童保育所	支援員数 H29.4.1	認定資格 研修修了者	29年度中に 研修修了見込 の者	30年度以降に 研修修了予定 の者
第1学童保育所	3	1	0	2
第2学童保育所	3	1	1	1
第3学童保育所	3	1	1	1
第4学童保育所	4	0	1	3
第5学童保育所	3	1	1	1
第6学童保育所	3	1	0	2
第7学童保育所	4	1	1	2
第8学童保育所	2	2	0	0
朽木学童保育所どんぐり	2	2	0	0
学童しろふじ	3	1	0	2
学童やまびこ第1	3	1	1	1
学童やまびこ第2	3	0	2	1
新旭学童保育所	5	2	0	3
計	41	14	8	19

第8 監査の結果

監査の結果、放課後児童健全育成事業にかかる事務については、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正な事務処理に留意されたい。

(1) 放課後児童健全育成事業の届出について

学童保育所を運営する事業者は、高島市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱に基づき、事業開始届、事業変更届を提出することになっているが、この内容を確認したところ、記載内容に誤りがある、必要書類が添付されていない、届出内容に変更があるにもかかわらず変更届が提出されていないものが見受けられた。

事業の届出内容は、学童保育所が市の定める基準を満たし、児童に放課後の安心、安全な居場所が提供できるかを確認するための重要な事項であることから、記載内容の確認や事業者への指導を徹底されたい。

(2) 帳簿等の確認について

平成28年度放課後児童健全育成事業補助金実績報告書に記載されている事業費の確認状況について説明を求めたところ、実績報告書に添付されている収支決算報告書の内容に基づいて審査を行っているとのことであった。

しかし、放課後児童健全育成事業のうち、放課後児童支援員等処遇改善等事業の補助金基準額については、支援員の賃金の改善額をその算出の基礎としているため、賃金台帳などの証拠書類によって照合確認することは、補助金基準額を把握するためには必要不可欠であると考えられる。

事業者は、職員、財産、収支および利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し（基準条例第15条）、補助事業に係る帳簿および証拠書類を整理し、完了後5年間保存しなければならない（高島市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第7条）とされていることから、実績報告書の内容のとおり適正に執行されているかを確認するために、事業者に必要な帳簿や証拠書類の提出を求め、実績報告書との整合性を確認するよう徹底されたい。

(3) 学童保育所の適正規模について

平成29年度の放課後児童健全育成事業補助金交付申請書の年間平均児童数（見込み）において、55人と見込んでいる学童保育所が1カ所、61人と見込んでいる学童保育所が1カ所であった。

基準条例では、学童保育所の児童の数は、おおむね40人以下とされているが、市長がやむを得ないと認めるときはこの限りでないとする経過措置が規定されている。

しかし、学童保育所の大規模化が進めば、支援員1人あたりの児童数が増え、支援の目が行き届かなくなり、児童の健全な育成という本来の目的が果たせない状況となることが考えられることから、大規模化している学童保育所については、今後の受け入れ人数の動向を見ながら、適正な規模での運営がされるよう指導に努められたい。

(4) 学童保育所運営の統一的な基準について

学童保育所の運営状況を確認したところ、13学童保育所を5事業者が運営しているが、事業者により支援員の配置状況や利用料の金額に違いが見られた。

学童保育所の運営基準は、基準条例により示されているが、最低基準が示されたものであり、事業者は、常に、その設備および運営を向上させなければならないとされているものの、その具体的な内容については明確にされていない。

市内の学童保育所は、民間事業者による運営のため、違いが見られるのはやむを得ないとも言えるが、運営費用が市の補助金と保護者の利用料で賄われている状況を踏まえると、放課後児童健全育成事業の児童の自主性、社会性および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全な育成を図るという目的達成に向けては、一定の範囲の中で運営をされることが必要と考えられる。

こうしたことから、担当課において、学童保育所の運営基準をより明確にする指導基準等の作成に努められたい。

(5) 支援員の資格取得について

学童保育所の運営基準では、支援員は都道府県知事が行う研修を修了した者（以下「有資格者」という。）でなければならないとされているが、経過措置として、平成32年3月31日までに研修を修了する者を含むとされていることから、平成28年度では、研修を修了していない支援員が配置されている学童保育所が見受けられた。

有資格者の確保は、放課後児童の健全な育成を図るという学童保育所の目的達成に大きく寄与すると考えることから、支援員の資格取得について、事業者へ積極的に働きかけられたい。